広報にのみや

第54号
発行所　二宮町役場　電話二宮(0463)7-0767
印刷所　池田印刷所　電話二宮(0463)7-0120

町の世帯と人口
昭和39年8月1日現在
世帯数……3,405世帯
人口総数……14,841人
男……7,400人
女……7,441人
面積　8,96km²

納期カレンダー
4月 軽自動車税　全期
5月 固定資産税　一期
6月 町県民税　一期
7月 固定資産税　二期
8月 町県民税　二期
10月 町県民税　三期
12月 固定資産税　三期
1月 町県民税　四期
2月 固定資産税　四期
○納期前納付に報奨金
税金を納期前に納めますと報奨金が交付されます。

交通事故絶滅を誓う
道路では互に注意しよう

町では去る七月六日午後一時より公民館で、交通安全町民大会を開いた。大磯地区交通安全運動推進協議会の協力を得て、学童代表、運転者代表等の意見の発表などあり盛大に行われた。

かる開交通安全町民大会

この大会は次のような趣旨で開かれた史上最高といわれた昨年の交通事故は大磯警察署管内でも五八六件、内死傷者二九九名の多数をかぞえた本年に入り更に激しく増加しており、私達の不安と恐怖はつのるばかりです。

丁度神奈川県では、5月1日から1月30日までの6カ月間交通安全県民総ぐるみ運動期間として交通事故の防止に総力をあげています。これに同調して二宮町においても町民総力をあげて交通事故を絶滅しようとするものです。

参加者数は約三〇〇名の多数で、主催者の挨拶の後戸丸正蔵（区長代表）・山崎栄子（婦人代表）・志沢千代子（PTA代表）・大曾根幸吉（運転者代表）以上の各氏が次々と意見を発表した。

また押切部落PTAに対しては、学童の事故防止と安全に特に努力されている点で表彰された。その後、大会宣言文と決議文が朗読され、閉会後交通映画が上映されて大会は終了した。

なお大会の宣言文及び決議文は次のようです。

宣言文

二宮町は国道一級一号線が東西に走り、最近の交通ふくそうにともない町内の交通情勢は深刻な状態にたちいたった。

最近において町内に発生する交通事故は日増しに増加し、憂慮にたえないものがある。

かかる事態にいたりわれ等町民は、総力をあげて交通事故の根絶と、明朗で平和な交通環境を実現するためにまいしんすることをここに宣言する。

昭和39年7月6日
交通安全総ぐるみ運動二宮町民大会

決議文

われ等二宮町民は、本大会の趣旨を体しおのおのその職分を通じ

1. 児童等の安全横断の確保
2. 自主的な交通安全活動の実践
3. 交通道徳の昂揚
4. 道路環境の整備改善
5. 西湘バイパスの早期完成

等を迅速かつ積極的に推進しこれが実現に努力することを誓う。

昭和39年7月6日
交通安全総ぐるみ運動二宮町民大会

六月定例町議会
一般会計予算　百十二万円追加

六月町定例議会は、去る六月二十五日役場会議室で開会、会期を二日間ときめ一般会計補正予算をはじめ議案五件、道路関係の請願陳情などの審議がおこなわれ、請願、陳情が継続審査になったほかは、いずれも原案可決した。また今回の定例会で野崎、内藤、西山勇、西山八、森、大森の六議員から一般行政質問がなされ、同月二十六日閉会し、退職した町消防団員に、退職報償金が支給されることになった（支給額は年数、階級に応じて支給されるが支給額は三万円～七万円の範囲内です。）

のとおりです。

○議案第44号・町税減免…申請者一名の納税者に実情審査の結果、町税の減免がなされた。

○議案第45号・町道認定…道路網を整備したので、町道路線を新たに認定した。

○議案第46号・町非常勤消防団員の退職報償金の支給条例…消防組織法の改正に伴い、十五年以上勤務して本年より三カ月に一回徴収することになった。

○議案第47号・本年度町一般会計補正予算…今回の一般会計歳入歳出補正予算額は百十二万一千円で、本会計の本年度予算総額は、一億三千二百四十五万円となった。

○議案第48号・町し尿じんかい処理手数料条例の一部改正…じんかい手数料は、いまゝで二カ月に一回徴収していたが、今回の改正で本年より三カ月に一回徴収することになった。

補正予算のあらまし

〔歳入〕町たばこ消費税…税率の引上げで九十五万円増・電気ガス税…税率の引下げにより三十三万円の減県支出金…中学校ミルク給食施設補助金百三十五万円繰越金…十二万一千円増、諸収入…消防団員退職報償共済基金二十四万五千円。

〔歳出〕総務費…職員二名の退職金及び交通安全町民大会費用など四十五万三千円、商工費…栄通りモデル商店街運営委員会補助四万円、消防費…退職消防団員報償金及び掛金三十三万八千円、教育費…中学校ミルク給食冷蔵庫購入費二十九万円。

交通意見発表から

春の交通安全旬間も、無事に終わりました。

その時には、小・中学校のPTAの人たちが、人通りの多い所で、朝夕交通整理をきてくれました。本当にありがとうございました。交通安全旬間や、交通安全日が無事にすぎれば、それでよいのでしょうか。危険は、きまった日だけではないと思います。

この間も、新聞にお父さんが引き逃げされて、一家のあるじを失い、残された母と子が、生活に困ってしまったという記事が、のっていました。その家ではお母さんが働くには子供が小さく、お父さんは小さな町工場に働いていたので、ほんの気持だけしかお金がもらえず、生活の見通しがつかなくなって、親子心中をはかったそうです。

わたしは、その記事を読んで、どうして逃げてしまったのだろう。事故を起してしまったのなら、その人を近くの病院まで運んで、手当をしてあげたら、命が助かったかもしれないのに。運転手さんは歩行者が悪いとでも思って、通りすごしてしまったのだろうかなどいろ〳〵考えさせられました。ひき逃げした人も、きっと、この新聞記事を読んだことと思います。わたしは、その人の気持ちを聞きたい。

一体、こういう交通事故をなくすには、どうしたらよいのでしょうか。わたしたち小学生は登校の時にはグループを作り、黄色いぼうしをかぶって、交通事故のないようにに努力しています。そのほか、右側を歩くこと、信号を守ることなど教えていけばたくさんありますが、みんなが守っているでしょうか。確かに、グループを作って、登下校している時は、割合守られているようです。けれども、家に帰ってからは、守っていない子をよく見ます。

ですから、おとなの人たちは、わたしたちのことを心配して、わたしたち子供に、交通規則を守りなさい、自動車に気をつけなさい、ふみ切りに気をつけなさいとさかんに言います。

でも、実際におとなの人たちは、交通規則を守っているでしょうか。いや、守っているとは言えません。むしろ、ふだん注意されている子供の方が、よく守っていると思います。たとえば、梅沢や、吾妻堂のふみ切りなどで、もう汽車が、何百メートルかそばまで来ているというのに、急いでわたってしまうおとなの人をよく見ます。

一体、おとなの人たちはどう考えているのでしょうか。自分たちはおとなのだから、少しぐらいむりをしても、事故はおこらないと思っているのでしょうか。口先だけで規則を守っている人には、注意をする資格はないと思います。特に、小さい子はおとなのする事をまねしながら、いろいろな事を覚えるのです。そのもとになる人が、正しいことをしなければ、その子が事故を起しても、しかたがないと思います。

この前、友だちが、道のまん中を歩いていたおとなの人を見たので、心配でたまらず、「おじさん、あぶないよ。」と注意したら、にらみつけて、ゆうゆうと道のまん中を、歩いて行ったと言います。もしかすると、友だちの言い方が悪かったのかもしれません。友だちの話しだと、その時、おとなの人が多ぜい見ていたといいます。なぜ、見ていてもおとなの人は注意しなかったのでしょう。そのほか、はだ野道のお店の前などで、いく人ものおとなの人が、道路の方まではみ出して話し合っているのや、自転車のベルを鳴らしても、知らんふりして歩いている人などよく見かけます。

次に車を運転している人についてですが、このごろ東海道では、車の量が多くてなかなか横断できません。わたしたちが待ちくたびれている時、よい運転手さんは止まってくれて、手まねで通るように合図してくれます。そんな時、わたしはいつもにっこりわらって、知らず知らずのうちに、おじぎをして急いでわたります。すると、運転手さんもにこにこして、通りすぎるまで、待ってくれます。運転手さんがみんな、このようにしてくれたら、みんながえ顔で交通規則を守れるのではないかと思います。でもこの前、坂上の横断歩道で見たことですが、女の人が子供を連れ、黄色い旗を持つていると、車が止まり、行くようにと手で合図したので、にこにこしながらわたり始めたら、いきなり横から小さな自動車がとび出して来て、ヒヤッとしました。それでも急停車し、やっと二・三センチ前で止まることが出来ました。わたしはそれからしばらくの間、横断するのがこわくてたまりませんでした。又信号機が赤になったら歩こうと思っていると、平気で車を走らせて行くのも見ます。それから、わたしが学校の行き帰りに通る細い道をよくオートバイが通ります。それもビューンと風をきって通るのです。細い道や、こんざつしている道を車が通る時は、どうしたらよいか考えれば、すぐわかると思います。そういう所を車が通る時は、何か規則はないでしょうか。

最後に、交通の仕事をしている人にお礼を言いたいことがあります。それは、坂上の所に信号機ができたことです。バスで通学している友達がいつも、こわいこわいと言っていた東海道の横断が、安心してできるようになりました。友達はもちろん、家の人たちも大へん喜んでいるそうです。下町の塩見橋の所なども、カーブしているし人が多ぜい通るので、信号機がほしいと思いますが、あまり信号機を作ってしまうと自動車を利用する人が、不便になるかなとも思います。

たくさんお願いばかりしてしまいましたが、わたしたちも危険を知りながら、交通整理の人がいないと、ついめんどうになって、左側を歩いたり、遊びにむ中になって危険なことをしていることが多いようです特に夏休みになり、グループで行動することが少なくなると、交通規則を守らない人が多くなります。ですから六年生を中心に学校や部落会で、交通整理について話し合いを持ち、登下校はもちろん、家庭での生活でも、下級生のめんどうをよく見て、交通規則がしっかり守れるように努力しますですから、町の人も今までのように、危険な場所での交通整理をしてほしいと思います。そうしておとなも子どもゝ、ひとりひとりがたがいに注意し協力し合って交通安全につとめましょう。

……意見発表する礼子ちやん……

おとなの人も交通規則を守って下さい！

二宮小6年　井上礼子

▽ルールを守って築こう家庭のしあわせ

聖火リレーの町走者決る

町内通過は10月7日

オリンピック東京大会聖火リレーは県内を二コースに別れて通過します。

二宮町内は十月七日図のようなコースと時間で、東海道をリレーされる。

町内聖火リレー走者は、秦野市を含めて四十六名選ばれた。二宮町走者は次のとおりです。（太字は正走者）

関野隆一・尾上正行・松本宏・兵藤明・水島利・松本賢司・関山信行・高橋克美・池田達夫・杉山昌光・橘川哲男・杉崎正二・野崎保男・磯崎幸敏・二見利男・野谷勝美・脇義夫・内田茂・脇一男・杉山正弘・加藤勝彦・越野敏克・川口隆・原惣一郎・成岡真治・渡辺幸四郎・宮代八十次・河野豊仁・松本五郎・久保重保・脇勝・山田厳・小林照光・佐藤克臣・**井上良光**・**柳川清春**

聖火リレー県内主要中継点

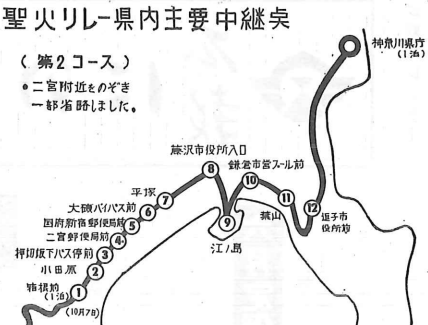

第2コース

①箱根町役場	8.17	⑦平塚駅前	10.39
②小田原市役所前	8.48	⑧藤沢市役所入口	11.55
③押切坂下バス停前	9.35	⑨江ノ島	12.23
④二宮郵便局前	9.46	⑩鎌倉市営プール前	12.53
⑤国府新宿郵便局前	9.56	⑪葉山ヨットハーバー	13.51
⑥大磯バイパス入口	10.21	⑫逗子市役所前	14.32
		⑬神奈川県庁泊	16.52

新潟災害義援金

婦人会や日赤奉仕団、特志家などの協力で集まりました新潟災害義援金品は、次のとおりです。なお、これらは、七月七日取扱い機関を通じ送りました。

現金　二十三万九百五円
衣類　五三六点

心配ごと相談室

みなさんの生活上の〃なやみや、心配ごと〃などの相談に応じる八月の心配ごと相談室は、次により開設します。希望者は遠慮なくそっと係員に訴え相談に応じて下さい。

▽とき…8月19日（水）10時～15時
▽ところ…二宮町公民館
▽相談員…家庭裁判所員、福祉事務所、保健所、人権擁護委員、町民生委員の関係者など。

健康の日

毎月七日を指定

運動目標を守ろう！

厚生省ではオリンピック国民運動推進連絡会議で、毎月七日を「健康の日」と定めました。この日は特にみんなで健康について考え健康・衛生実践運動の一環としてについて学び、そして健康になるための実践運動を起すために作られたのです。

本県でも、今までは行われてきた**くらしの中の公衆**運動を強化することになりました。

各保健所ごとに毎月七日またはその前後の日を選び、地区指導者を対象として講習会や座談会を開いてこの運動項目を大いに盛り上げましょう。

運動項目

(1)部屋の換気に努めよう
(2)住いの整頓に努めよう
(3)害虫の発生を防ごう
(4)ねずみを駆除しよう
(5)清潔な衣服を着ましょう
(6)台所や食堂をきれいに
(7)食物の保存に注意しよう
(8)手をきれいに洗おう
(9)好ききらいをなくしよう
(10)暴飲暴食を慎しもう
(11)自然に親しみ日に当ろう
(12)スポーツに親しもう
(13)充分な睡眠をとろう
(14)健康診断を受けよう
(15)予防接種を受けよう
(16)事故に注意しよう
(17)寄生虫を駆除しよう
(18)むし歯の予防に努めよう
(19)目を大切にしよう
(20)健康な学習環境を作ろう
(21)健康な職場環境を作ろう
(22)乳幼児を健全な発育に
(23)老人の健康を守ろう

特にオリンピック前の九月までは、関連項目を取上げて重点的に実行に移すことになっています。

二宮町でもこれにならって、団体指導者の方々や、隣組で組織を作って、「健康の日」の運動を大いに盛り上げましょう。

完備なつた町営プール

八月イツパイ開場

沖合約四〇〇米のところに生ずあり、そこまで舟で行き好きなだけ釣ることができます。

料金は船料金を含む一時間二〇〇円、餌、釣具は無料でかりられます。希望者はバンガロー事務所で受付けます。海の静かな日は毎日午前九時より一〇名程まとまれば出船しています。

片瀬、江の島方面の海水浴場が数年来の夏のレジヤー、バカンスムードに、都会の混雑そのままの姿となり、いささかその限界に達してきている。

長く美しく、なだらかに続いた砂浜と湘南海岸唯一の老松林とに天下を圧する眺望の二宮海岸も、かつてはやや波の荒さから海水浴場としては敬遠されがちでしたが町営プールの建設と同時にバンガロー村の設施等行われてから、片瀬、江の島方面をさけて二宮を訪れる海水浴客はここ数年増加の歩みをたどつています。

また、昨年はプールに浄化装置が設備され、プールの水は何時も清潔に保たれています。

一方海には、二宮町漁業組合の協力のもと、天然生簀（いけす）の釣堀りを開設し、バンガロー客は勿論のこと、二宮の人にも大変好評をはくしています。

天然の生す釣堀りは定置網で獲えた魚を生すに放流し、その生すの魚を釣るのです。

水泳には次のことを守ろう

1. 泳ぎ前には必ず準備運動をしよう。
2. 酒やビール等飲酒した時は危険ですから絶対に泳がない。
3. 身体の疲れている時は無理をしない。
4. 泳ぎのできない人及び小学三年生以下の人達が大プールに入る時は大人の付添又は泳法の熟達している人と一緒に入場しましょう
5. プールに入場する時は必要以外のお金とか大切な物は持参しない。
6. プールに入場する時は少額でも必ず事務所に預けましょう。
7. その他プールに掲示してある注意事項とプール内の構造を知つてお互に水難を防ぎましょう。

プール入場料金　大人　二〇円　小人　一〇円
午前九時より午後六時まで（日曜・平日共）

バンガロー料金（1日―12時～12時迄）

A型	（2～3人）	450円
B〃	（4～5人）	550円
C〃	（6～7人）	700円
BN〃	（4～5人）	1,300円
S〃	（7～8人）	1,500円
E_1〃	（10人）	1,000円
E_2〃	（15～20人）	2,500円
E_3〃	（15～20人）	3,000円
E_4〃	（20～30人）	3,500円

不明の点はバンガロー事務所へお問合せを　電話（二宮）7―1283

西湘バイパスの測量と調査

建設省横浜国道工事事務所からの連絡で、本年8月15日～昭和40年3月31日の間、一級国道一号線の西湘国道（西湘バイパス）改築工事計画のため次の土地に立入調査及び測量がおこなわれるのでお知らせします

○立入地の区域
（二宮地内）向原浜端、西浜端、西向浜。下向浜中向浜。下西地内）梅沢、首塚、浜辺、浜端、東川尻、松ケ久保、前原越地、並木、須崎、押切、西川岸、（川匂地内）押切、城山

西湘バイパス建設計画立入調査区域

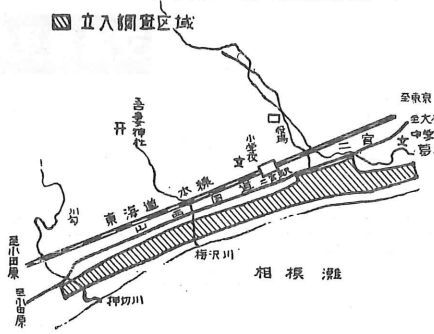

農地相談室を開設

農地に関する問題は、毎日役場窓口で相談に応じておりますが、こんど一カ月に二回特別相談日をもうけ皆さんの相談に応じることになりました。どうぞご利用下さい。開催日は、有線放送、回覧板、ポスターなどを利用してお知らせします。

○農家台帳の作成

この台帳は、八月一日現在で作成します。近く調査員がうかがい調査させていただきます。調査には、自作地を確実にはあくして申告下さい。

〃結核検診〃

皆で受けよう

結核予防には、毎年一回必らず受診することです。

町では、勧めていない人で、健康診断を受ける機会のない主婦や老人、乳幼児を対象に次により、レントゲン車を巡回、無料で検診をおこないます。最寄の場所で一人残らず受診下さい

9月2日…一色、中里、3日…元町、下町、7日…下町、8日…中町、9日…下浜、上町、10日…上町、11日…梅沢、14日…梅沢、越地、15日…越地、16日…茶屋、入川匂、17日…通川

なお、細かいことは、各家庭にも通知します。

質疑ノート

農業相談の欄

（その1）

農地を農地として売買したり、他の人に貸付けたりする場合どうしたらよいか。

答　必ず農業委員会へ申請し、県知事又は農業委員会の許可を得なければなりません。それは許可を受けなければ効力が生じないからです。許可は次のようになります。

④ 県知事の許可

所有権の移転・地上権、永小作権、質権の設定または移転する場合

⑩ 農業委員会の許可

賃借権、使用貸借の設定（両者間で小作契約をして貸し借りをしたり、無料で貸し借りするもの）の場合

（注意）以上の許可も次の場合はできません。

① 小作地をその小作農及びその世帯員以外の人に売る場合

② 農地を買受けようとする人が耕作又は養畜の事業を行わないと認められる場合

③ その人が買受けることによつて、その農地の農業生産が低下することが明らかである場合

④ 農地を買受けようとする人が二反歩以下の場合。ただし少面積でも適正規模の農業経営が出来る（例えば特殊作物の栽培地区等）と県知事が認めた特別地区は除きます

⑤ 農地改革または農地法により国から売買された農地を他の人に貸付ける場合、ただしその土地の所有者、その世帯員の死亡又は特別の事由（例ば一時外国に行つて来る等）により一時貸付をしようとする場合を除きます（県知事の許可を要す）